

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
広島市長
公表日
令和7年7月18日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等
②事務の内容	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への対応として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)を支給する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)
②システムの機能	1. 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼働記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 3. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 4. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。 5. 特定個人情報登録・参照機能 情報連携支援端末を操作して、中間サーバーに登録する特定個人情報の副本を共通基盤に送信する機能。また、共通基盤に送信した中間サーバ登録前の特定個人情報の副本の内容を参照する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)
システム2～5	
システム2	

①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名		
広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル		

4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表135 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第74 条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	企画総務局総務課	
②所属長の役職名	総務課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	本給付金の支給対象者(見込みも含む。)	
その必要性	本給付金の支給対象者(見込みも含む。)について、支給対象者であることを確認するために地方税情報を、また、迅速な支給を可能とするために公金受取口座情報を取得する可能性があるため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座情報登録・連携ファイル関係情報)	
	その妥当性	1.個人番号、その他識別情報(内部番号) 本業務に必要な情報を関係機関から取得するにあたり、その他識別情報(内部番号)が必要となるため(個人番号は共通基盤内に保存されており、共通基盤を経由して情報連携を行うにあたり、照会対象ファイルでも保有することとなる。)。 2.地方税関係情報 本給付金の支給要件となっている課税状況等の確認を行うにあたり、地方税関係情報が必要となるため。 3.口座情報登録・連携ファイル関係情報 支給対象者への迅速な支給を可能とするため、公金受取口座情報が必要となるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年7月	
⑥事務担当部署	企画総務局総務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (企画総務局システム基盤課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) [] 民間事業者 () [] その他 ()
②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③使用目的 ※		広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務において、公金受取口座への支給を行うため(地方税情報については、後者の業務の支給要件の確認に使用する。)。なお、その他識別情報(内部番号)は、情報提供ネットワークシステムを経由して情報を取得する際に使用する。
④使用の主体	使用部署	企画総務局総務課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		個人番号、その他識別情報(内部番号): 情報提供ネットワークシステムを経由して情報を取得する際に使用する。 地方税情報: 地方税情報をもとに、支給要件の確認を行う。 公金受取口座情報: 公金受取口座情報を使用して支給を行う予定の対象者について、当該口座情報を印字した書類を送付し、口座変更等の申し出がない者について、公金受取口座に本給付金を支給する。
	情報の突合	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、本市が保有するその他識別情報(内部番号)と地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が所有の中間サーバー内の個人番号対応符号で突合する。 ・特定個人情報ファイルに記録されている公金受取口座情報及び地方税情報を、宛名番号をキーとした情報の一元管理を行うため、特定個人ファイルに記録されているその他識別情報(内部番号)を宛名番号に変換する。
⑥使用開始日		令和7年7月18日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (1) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜共通基盤における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証（指紋）の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること（共連れ）を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内（サーバー室内を含む）には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルをUSBで保存する場合は、ファイルにパスワードをつけるとともに、USBを鍵付きのケースで保管する。また、鍵付きのケースは、施錠できる場所で保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①統合宛名管理テーブル

1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別

②地方税関係情報

主に以下の情報

1.課税年度、2.合計所得金額、3.給与専従者収入額、4.配偶者控除等の有無・対象、5.一般扶養控除者数、6.特定扶養控除者数、7.老人扶養控除者数、8.同居老人扶養控除者数、9.16歳未満扶養者数、10.市町村民税__定額減税額、11.市町村民税所得割額(定額減税前)、12.都道府県民税__定額減税額、13.都道府県民税所得割額(定額減税前)

③口座情報登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。 ＜共通基盤における措置＞ (非該当)	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。 ＜共通基盤における措置＞ (非該当)		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。 ＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルとその他のファイルを紐付ける場合は、その他のファイルに記録する項目は宛名番号等、特定個人情報ファイルとの突合に必要な最小限の情報とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜共通基盤における措置＞ ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルにパスワードを設定するとともに、取り扱う職員を限定する。	

その他の措置の内容	＜共通基盤における措置＞ 次の手順により、アクセス権限の管理を行っている。 また、ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理し、その記録は10年間保存することとしている。 1. 発効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、当該職員の所属長は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。 2. 失効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、当該職員の所属長は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。 ・操作記録(ログ)は、10年間保存することとしている。 ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。 ・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	＜共通基盤における措置＞ 個人情報の適正な取り扱い、個人情報の取り扱いを行う場所について定めている。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	＜共通基盤における措置＞ 情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。		
その他の措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・委託契約書により守秘義務を課しているほか、別記「個人情報取扱特記事項」に個人情報の適正な取り扱いについて、明記している。 ・あらかじめ、実施計画書により本業務の現場責任者及び従事者を報告させている。 ・特定個人情報の提供・消去に関するルールを定めている。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜共通基盤における措置＞ ・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得・保存している。 ・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・情報連携支援端末を操作して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様に基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。 ・情報連携支援端末の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が情報照会を行うことはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、情報連携支援端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。

1. [Return to Table of Contents](#)

③情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	[十分にしている]	

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	
--	------	--

	再発防止策の内容	
--	----------	--

	・特定個人情報を取り扱う事務室等については、部外者の進入を禁止している。 ＜共通基盤における措置＞ 1. 物理的対策 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の無作為な書き込み等によるデータの完全消去を行った上で、データ消去証明書により、データが完全消去されていることを確認する。 2. 技術的対策 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバ、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを中間サーバー用データセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ③中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
リスクへの対策は十分か	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="497 1861 896 1971"> [十分である] </td> <td data-bbox="896 1861 1617 1971"> ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </td> </tr> </table>	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報ファイルをUSBで保存する場合は、ファイルにパスワードをつけるとともに、USBを鍵付きのケースで保管する。また、鍵付きのケースは、施錠できる場所で保管する。	
8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<共通基盤における措置> 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL(082)243-2583
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。 広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/5470.html
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市企画総務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL(082)504-2033
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	－
②実施日・期間	－
③主な意見の内容	－
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	－
②方法	－
③結果	－

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	表紙 評価書名	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務 重点項目評価書	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等 重点項目評価書	事前	
令和7年7月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	所得税又は個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)を支給する。	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への対応として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)を支給する。	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。 3. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 4. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。 5. 特定個人情報登録・参照機能 情報連携支援端末を操作して、中間サーバーに登録する特定個人情報の副本を共通基盤に送信する機能。また、共通基盤に送信した中間サーバ登録前の特定個人情報の副本の内容を参照する機能。	1. 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼働記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 3. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 4. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。 5. 特定個人情報登録・参照機能 情報連携支援端末を操作して、中間サーバーに登録する特定個人情報の副本を共通基盤に送信する機能。また、共通基盤に送信した中間サーバ登録前の特定個人情報の副本の内容を参照する機能。	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 3.特定個人情報ファイル名	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 4.個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第74 条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	・番号利用法第9条第1項及び別表135 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第74 条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19 条第1項第8号 別表第2の121 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7号)第59 条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160 の項及び第162条	事前	

令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	支給対象者への迅速な支給を可能とするため、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。	本給付金の支給対象者(見込みも含む。)について、支給対象者であることを確認するために地方税情報を、また、迅速な支給を可能するために公金受取口座情報を取得する可能性があるため。	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	識別情報(個人番号、その他識別情報(内部番号))、連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所))、業務関係情報(その他(口座情報登録・連携ファイル関係情報))	識別情報(個人番号、その他識別情報(内部番号))、連絡先等情報(5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所))、業務関係情報(地方税関係情報、その他(口座情報登録・連携ファイル関係情報))	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1.個人番号、その他識別情報(内部番号) 個人番号とその他識別情報(内部番号)の紐付けを行い、本業務に必要な情報を関係機関から取得するため。 2.4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 支給対象者に通知等を行うため。 3.口座情報登録・連携ファイル関係情報 支給対象者への迅速な支給を可能とするため、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。	1.個人番号、その他識別情報(内部番号) 本業務に必要な情報を関係機関から取得するにあたり、その他識別情報(内部番号)が必要となるため(個人番号は共通基盤内に保存されており、共通基盤を経由して情報連携を行うにあたり、照会対象ファイルでも保有することとなる。)。 2.地方税関係情報 本給付金の支給要件となっている課税状況等の確認を行うにあたり、地方税関係情報が必要となるため。 3.口座情報登録・連携ファイル関係情報 支給対象者への迅速な支給を可能とするため、公金受取口座情報が必要となるため。	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	令和6年4月下旬	令和7年7月18日	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	評価実施期間内の他部署(企画総務局システム基盤課)、行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)、地方公共団体・地方独立行政法人(各地方自治体)	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	情報提供ネットワークシステム	フラッシュメモリ、情報提供ネットワークシステム	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	公金受取口座に本給付金を支給する。	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務において、公金受取口座への支給を行うため(地方税情報については、後者の業務の支給要件の確認に使用する。)。なお、その他識別情報(内部番号)は、情報提供ネットワークシステムを経由して情報を取得する際に使用する。	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	公金受取口座に本給付金を支給する。	個人番号、その他識別情報(内部番号):情報提供ネットワークシステムを経由して情報を取得する際に使用する。 地方税情報:地方税情報をもとに、支給要件の確認を行う。 公金受取口座情報:公金受取口座情報を使用して支給を行う予定の対象者について、当該口座情報を印字した手続書類を送付し、口座変更等の申し出がない者について、公金受取口座に本給付金を支給する。	事前	

令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	情報提供ネットワークシステムを使用して口座登録情報を取得するため、個人番号とその他識別情報（内部番号）の紐付けを行う。また、口座登録情報を本給付金の支給対象者（見込みも含む。）ファイルのデータに紐付け、本業務に必要なデータの一元管理を行う。	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、本市が保有するその他識別情報（内部番号）と地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が所有の中間サーバー内の個人番号対応符号で突合する。 ・特定個人情報ファイルに記録されている公金受取口座情報及び地方税情報を、宛名番号をキーとした情報の一元管理を行うため、特定個人ファイルに記録されているその他識別情報（内部番号）を宛名番号に変換する。	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	2024/4/22	令和7年7月	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	（右記を追加）	＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルをUSBで保存する場合は、ファイルにパスワードをつけるとともに、USBを鍵付きのケースで保管する。また、鍵付きのケースは、施錠できる場所で保管する。	事前	
令和7年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別添1）	①統合宛名管理テーブル 1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別 ②口座情報登録・連携ファイル関係情報	①統合宛名管理テーブル 1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別 ②地方税関係情報 主に以下の情報 1.課税年度、2.合計所得金額、3.給与専従者収入額、4.配偶者控除等の有無・対象、5.一般扶養控除者数、6.特定扶養控除者数、7.老人扶養控除者数、8.同居老人扶養控除者数、9.16歳未満扶養者数、10.市町村民税__定額減税額、11.市町村民税所得割額（定額減税前）、12.都道府県民税__定額減税額、13.都道府県民税所得割額（定額減税前） ③口座情報登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 1.特定個人情報ファイル名	広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金（不足額給付）照会対象者ファイル	広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金（不足額給付）照会対象者ファイル	事前	
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムを通じた入手時以外は特定個人情報を使用しない。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付を管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付を管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。 ＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルとその他のファイルを紐付ける場合は、その他のファイルに記録する項目は宛名番号等、特定個人情報ファイルとの突合に必要な最小限の情報とする。	事前	
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜共通基盤における措置＞ ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。	＜共通基盤における措置＞ ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ＜その他の措置＞ ・特定個人情報ファイルにパスワードを設定するとともに、取り扱う職員を限定する。	事前	

令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(右記を追加)	・特定個人情報を取り扱う事務室等については、 部外者の進入を禁止している。	事前	
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去にお けるその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	・特定個人情報ファイルはパスワードをかけて保 存する。	・特定個人情報ファイルをUSBで保存する場合は、 ファイルにパスワードをつけるとともに、USBを鍵 付きのケースで保管する。また、鍵付きのケー スは、施錠できる場所で保管する。	事前	
令和7年7月18日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/3/19		事前	